令和2年度 第1回 男女共同参画審議会 意見等一覧

	No. 委員名 市の考え方				
No.			1 2 212		
1	高橋副会長	報告事項の1点目、江別市男女共同参画基本計画(中間見直し版)の推進状況令和元年度年次報告(案)につきましては、とくに異論はございません。 報告事項の2点目、パートナーシップ制度の導入につきましては、江別市男女共同参画基本計画中間見直し版の基本方針1のとおり、性の多様性を尊重しあう社会の実現に向けた意識づくりの啓発がまずは重要であると考えます。干場議員の質問内容(3)について答弁にあるとおり、札幌市をはじめとする事例を参考としつつ、江別市のパートナーシップ制度のあり方、導入に向けて今後具体的にどのような検討が必要となるか、特に本審議会において議論すべき論点を明らかにしていくことが必要であると考えます。	市としましても、パートナーシップ制度の導入に向け、性の多様性について広く市民の理解を得ることは不可欠であり、そのための意識啓発の取り組みは重要な課題であると考えております。また、今後の審議会における協議の論点を明確にするため、札幌市をはじめとする先進自治体の事例について、引き続き調査を進めていきたいと考えております。		
2	伊藤委員	新型コロナウイルス感染症の中お疲れ様でございます。審議会を開催できたことをうれしく思います。 ●事務局へお訪ねします 中間見直し案、施策関連実地事業報告書「制服の自由選択及び男女混合名簿の使用」(P26)での実地内容として市内の小中学校に対して、制服の自由選択及び男女混合名簿の使用について検討するよう通知を行った。とありますが、具体的にはどのような通知をされたのしょうか。女性はスカートを男性はズボンをとしているのは多様性の時代に見直す必要があるかとおもいます。道内で全員がズボンとしている中学校があると聞いたこともあります。 男女混合名簿も小学校までは男女混合名簿で行い中学校になると男子生徒の次に女子生徒の名前が呼ばれるということは身体的性別によるものなのでしょうか。 また、体育の授業ですが、男女別々での授業が行っているかと思いますが、制服の自由選択、男女混合名簿とともに男女混合の授業の方向ではいかないものでしょうか? ●パートナーシップ制度について パートナーシップ制度について パートナーシップ制度について 、ペートナーシップ制度について 、タ、身様性の時代に生きていくなか、自分らしく生きていくため自分の大切な人のために法的に守られているという安心感が認められていく必要があるようにおもいます。 夫婦別性が今、議論されているとともにこのパートナーシップ制度ももっとかんがえてほしい問題だとおもいます。	ご質問の、市内小中学校に対する通知の内容につきまして、市教育委員会によりますと、令和元年11月に、全ての児童生徒が身体的性別により区別されず、一人ひとりの多様な個性に応じたきめ細かな対応を行う必要があることから、「制服の自由選択」及び「男女混合名簿の使用」について検討するよう市内小中学校へ通知しているとのことです。また、体育の授業につきましては、各学校において、それぞれの状況により対応しているものと認識しております。 パートナーシップ制度導入につきましては、審議会の委員の皆さんのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。		
3	浦嶋委員	江別市の男女共同参画の施策関連事業として、事業の一覧表を拝見しますと、これほど多岐に亘る多くの事業があり、各々の事業の推進に担当の部署が配されて、鋭意ご努力くださっておられますことに敬意を表するところです。 この事業は、国を上げての大きな事業であり、この命題を達成させるために、江別市においても、基本方針を7つを明確に設定してその推進に多角的な方策を駆使して取り組まれているところです。 この大きな事業を早急に達成させることは、意識の変容を伴うものであり、難しいことと存じます。 推進状況を拝見しますと、年々理解を深め、達成度の伸びている事業もありますが、まだ、伸び悩んでいる事業も多々あります。	施策関連事業は、令和元年度から中間見直し版に基づいた 事業を掲載しており、さらなる男女共同参画の推進に努めてお ります。 推進状況につきましては、ご指摘の通り、なかなか成果の上 がらない事業もありますことから、継続して意識啓発を続け、目 標値達成に向け取り組んでまいります。 パートナーシップ制度導入につきましては、審議会の委員の皆さ		

そのためには、意識度を高める広報活動を一層多く努め、市民の方々に理解していただく努力が必要かしんのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。 と存じます。

数値目標の達成覧を拝見いたしますと、計画の見直しの年度より、令和元年度において、各々の項目に おいて、少しずつ達成度が向上していますので、この評価値を励みとして、今後も努力を重ねていただき、 ご活躍をお願いし、ご推進くださいますようお願い申し上げるところです。どうぞよろしくお願いいたします。

パートナーシップ制度の導入につきましては、江別市側の答弁では、パートナーシップ制について、道内 外の先進的な事例等を収集し、前向きな姿勢で検討していくとの意向のようですので、その案を見守って 参りたいと存じます。

4 五十嵐委員

○資料1に関して

10 百(表 4)

審議会等の委員数等の推移が掲載されてます。H31 年度の公募委員は男女比が同割合となっておりま すが、それぞれの応募者数はどうだったのでしょうか?

応募者数に対して何名の登用であったのかが大切な部分では?

また、総数では、女性の登用率が 27%前後で推移しております。職指定委員(宛て職委員)も大勢いると 存じますので難しいところでしょうが、公募委員は 40%前後(H31 は 50%)の登用率であるのに対し低いと 考えます。公募委員と同程度とまでは言いませんが、もっと上昇させるべきではないでしょうか。

11頁(図9)

市職員の状況がグラフで掲載されていますが、計画策定時(H24)と現在(H31)では7年経過していること から、年齢をスライド(H24 の 46~55 歳が H31 では 51 歳以上に属すると仮定)して比較すると、男性職員 は H24 に 121 名、女性職員は 44 名在籍しております。 一方 H31 年には、 男性職員が 114 名に対し女性職 員は33名となっております。比較年度の在職割合では、男性94%、女性75%となります。年齢構成なので 単純比較はできませんが、20ポイントも低い数値になるのは何か特殊な原因があるのでしょうか? また、表 5 に関しましては、H24 当時の数値も掲載すると良いのではないでしょうか。

18、19頁(図19~22)

暴力や性的いやがらせを受けたことがある人と振るった(した)ことのある人の割合に開きがあることや、 相談しなかった方が 60%近くもいること、その中でも「相談しても無駄だと思った」や「相談するほどのこと でもない「自分さえ我慢すれば」、といった内容が多いことが気になります。

DV やハラスメントは、犯罪行為であるから我慢せずに相談する、その相談先はここ、ということをさらに 周知する必要があると考えます。

○資料2に関して

答弁内容1段落目に、基本方針1「男女平等・共同参画社会の(中略)啓発の推進」において、(中略)重点 項目に位置付けております。とありますが、確かに中間見直し版2ページの基本方針1に性の多様性につ いて記載がありますが、女性活躍推進計画として位置づけた、となっておりその記載もあります。

性の多様性について啓発を推進するのであれば、<女性活躍推進計画>に位置付けるのは如何なもの かと思います。

○資料1に関して

審議会等の公募委員を選任する際には、男女の比率を考慮 して選任しております。なお、応募者数につきましては、今後調 査を行い、次回の審議会で報告したいと考えております。

ご指摘のとおり、団体からの推薦委員につきましては、女性 が多く所属する団体が限られていることから、女性の推薦は難 しい場合が多く、市といたしましても苦慮しております。

女性の比率を上げるために、関係団体に女性役員の登用を 働きかけるほか、公募委員を選任する際に、女性の意見がより 求められる場合には、女性を優先するなど比率向上に向けて取 り組んでいきたいと考えております。

平成31年度の51歳以上の女性職員の割合ですが、平成27年 度まで人数の多い世代の退職が続き、現在 51 歳以上の職員は全 体的に少なくなっております。これは、男性も同様であります。

その他、特殊な原因はないことから、割合のポイントの差は 職員数(母数)によるものと考えています。

いずれにしても比較が難しいことから、表 4・5、図 9 は、次年 度以降、比較年度を統一するなど掲載を見直したいと考えてお ります。

暴力や性的嫌がらせを受けたことがある人と振るったことが ある人の割合(数)には毎年大きな開きがあり、相談できない方 が多いことについて、市としても課題であると認識しております。

国の政策としてテレビCM等で相談窓口を周知しております が、市としてもホームページや広報誌に相談窓口を掲載したり、 相談ダイヤル等が掲載されたカードを公共施設のトイレに設置 し人目を気にせず手に取れるよう配慮しております。

今後も国や北海道と情報を共有するなど、連携を図りながら DV防止や被害者支援を行っていきたいと考えております。

性の多様性やジェンダーフリーとは、女性や男性に分けることなくお互いを尊重し合うことが大切なので │ 〇資料 2 に関して あり、ことさら女性活躍等ではないと思います。

最近では、LGBT 等よりも SOGI(ソジ・ソギ)という「どんな性別を好きになるのか」、「自分自身をどういう性 だと認識しているのか」という「状態」を指し、私たち全員が含まれ、すべての人の属性であり、「属性にか かわらず、平等に扱う」という意味で使われている言葉が広く認知されつつあります。

そういったこと考えると、性の多様性については、別の基本方針を立てるべきと考えます。

干場議員の一般質問内容について、動画で拝見しました。

2018 年に市内(正確には市内ではなく旭川(現在は札幌)に本店を置く)の社団法人が要望書を提出し た、とありました。

2018 年 8 月 29 日、「性的少数者の児童生徒への配慮」及び「同性パートナーの公的認証制度の創設」を 求め、要望書を提出しております(私は要望者の一人でした)。

その提出から2年以上が経過しております。答弁内容2段落目に、この方針に基づき(中略)取り組んで きたところであります。となっておりますが、どれほどの効果があったと感じておりますか。

また、本会議での市長答弁において「先行市区町村等の状況などの情報も収集して・・・」とあったと記憶 しております。2 年間でどれほどの市区町村等に情報収集したのか、またその結果をご提示願います。今 後の審議会での協議に関わることと思料いたします。

私の行政書士事務所で事務局を担っている「江別 SOGI の会」という団体で最近、市の関係団体への登録↓す。 申請を行いました。会員の氏名や人数などのほかに性別を記載する欄がありました。統計を取るなどやむ を得ない場合でもないのに、不要な性別の記載が未だに残っていることに驚きました。

市民等への理解促進や啓発に取り組むのであれば、そういった部分も改善していくことが重要だと考え ますが如何でしょうか。

リーフレットの作成や配付、セミナーの開催、ホームページの活用なども非常に大切な活動だと考えます| が、不要な性別欄の削除や学校での男女混合名簿の採用など身近でできることは沢山あると思います が、その部分について2年間どのような取り組みを行ったのかをお伺いします。

男女共同参画基本計画(中間見直し版)の一部を女性活躍推進 計画として位置づけることに関しましては、平成30年度の男女共 同参画審議会の中でご審議いただき盛りこまれたものです。

いただいたご意見につきましては次回の計画作成時の参考と させていただきます。

パートナーシップ制度に関する情報収集につきましては、道内 の取り組み状況や札幌市をはじめ、すでにパートナーシップを 導入している自治体の情報収集を行っておりますので、次回の 審議会でご提示いたします。

性別の記載につきましては、各種証明書の交付申請書や住 民票、戸籍証明や児童手当の請求書の性別欄を廃止しており、 講習会や講演会等の参加申込書の性別記載についても、特別 な理由がある場合を除き、徐々に廃止しております。

また、統計が必要となるアンケートでは、性別に男女以外の選 択肢を設けたり、任意で記載していただくなど配慮をしておりま

今後、パートナーシップ制度導入に合わせ、性別記載につき ましても改めて見直しをしていきたいと考えております。

男女混合名簿につきましては、市教育委員会によりますと、令 和元年11月に「制服の自由選択」及び「男女混合名簿の使用」 について検討するよう市内小中学校へ通知をしているとのこと

5 大西委員

P7「男女の平等感」に関して

R元年度のアンケート調査(P9)を見ると「学校教育の場」は男女比にさほど大きな差はないのですが「家 庭」「地域社会」「職場」は大きな差があるという指摘の通り、問題だと思います。男女の意識の差が歴然と しています。男性は平等だと思っていても女性はそう思ってはいない。この差を埋めていかなくてはいけな いと思います。

P10 審議会における女性登用に関して

委員の決定にあたって「依頼する団体の事情等」は十分理解できますが、可能であれば、積極的に「女性 │ の方を」と要請してもいいのではと思います。

公募委員については、50%を維持してほしいです。

P16 男性の育休について

ちょっと気になったのですが、男性の育休の取得率はどうなんでしょう。かなり低いというのは予想がつ|場合には、女性を優先するなどして女性比率をあげる努力して

推進状況について

「家庭」「地域社会」「職場」における男女の平等感の差を縮め るには、男性や企業の意識改革が必要であると考えます。男性 からも共感を得られるような内容の男女共同参画セミナーの開 催や企業へのリーフレット配付などを行ってまいります。

審議会等における女性登用に関しましては、女性が多く所属 する関係団体が限られていることから、女性の推薦をお願いし ても男性が推薦される場合が多く、推薦委員の女性比率をあげ ることは難しい問題となっておりますが、関係団体に女性役員 の登用を働きかけるなどの取り組みを考えております。

また、公募委員を選任する際、女性の意見がより求められる

きますが、そのあたりのことも視野に入れていく必要があるのではないでしょうか。

P18

DV、セクハラは、被害を受けても、なかなか声に出しにくいという実態があると思います。様々な要因が あると思われますが、少なくとも「暴力を受ける自分が悪い」という思いにはなってほしくないです。孤立化 させないとり組みが大事だと思います。

パートナーシップ制度について

「男女共同参画」というと、何となく男女の性別のみに目がいきがちですが、そこにこれまで見過されてき|ております。 た「性の多様性」の視点を持つことはとても大事だと思います。

「基本方針1の取組」に書かれたことは、とても意義のあることだと思います。

アンケートによると「LGBT 等」の認知度が 47.8%ということでした。「知らない」ということが差別や偏見を 生みます。当事者が差別や偏見、不当な扱いを受けるいわれはありません。本人の望まないところで公に され、結果として死を選ぶなど、あってはならないことです。社会的な差別、偏見が根強いなか、声に出せ| ない現実があります。

「大丈夫だよ」という暖かいメッセージを送り続ける社会(行政)であってほしいです。

そんな意味でも、パートナーシップ制度には行政がリーダーシップをもって積極的にとり組んでほしいと|皆さんのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておりま 思っています。男女の事実婚という実態であれば職場で利用できる制度も同性の場合は不可など様々な一す。 場面で不利益が生じているようです。(答弁で指摘の通りです)

これから目ざす社会は、弱者や性的少数者を切り捨てない社会だと思います。パートナーシップ制度導 入に向けてのとり組みが進むことを期待しています。

まいります。

男性の育休の取得率について、市全体については把握して おりませんが、市職員の場合では令和元年度実績で 15.4%と なっております。

DV、セクハラ防止については、ホームページや広報誌に相 談窓口を掲載したり、相談ダイヤル等が掲載されたカードを公 共施設のトイレに設置し人目を気にせず手に取れるよう配慮し

・パートナーシップ制度について

LGBT等の認知度につきましては、関係団体と連携してリー フレットの作成・配付やセミナー開催、ホームページでの意識啓 発や、公共施設のトイレに啓発カードを設置するなど理解促進 に向け取り組んできました。

いまだ 50%に満たない認知度でありますことから、今後も市 民や地域、企業へ理解を深める取り組みを進めてまいります。

パートナーシップ制度導入につきましては、審議会の委員の

6 久保委員

この度のコロナ禍で女性ゆえに不利益を被った方々、日頃見えなかった偏見や差別を目の当たりにさ れた方々の新聞記事が、あちこちで見受けられました。危機だからこそ男女を超えてともに乗り越えなけ ればならないはずが、真っ先に弱い方の人権が踏みにじられる状況が社会に多く内在していることに、残 念な気持ちでいっぱいです。よって「男女共同参画」は成し遂げなければならない課題であることをあらた めて知らされた思いです。

資料 1 江別市男女共同参画基本計画(中間見直し版)の推進状況 令和元年度

- 1. 江別市男女共同参画基本計画【中間見直し版】の概要から
- P2 第2章 計画の内容 基本方針1《主な取組》について感じたこと

この基本計画は、不適当な「固定的性別役割分担」の払拭による女性の権利向上を目的としています。そ のために、まずは生物学的性差による男性・女性の定義があり、そしてこの定義の元に歴史的に作られて きたジェンダーがもたらしてきた社会における男女間の理不尽な役割分担、家族の基礎となる異性婚姻が もたらす理不尽な役割分担がターゲットになっていると考えますので、たいへん重要な取り組みであること

コロナ禍における女性への影響は深刻な状況で、家にいる時 間が増えたことにより、DVや性暴力が増加し、社会的にも弱い 立場である女性が特に影響を受けています。

内閣府に設置された「コロナ下の女性への影響と課題に関す る研究会」では、早急な対策をするよう緊急提言を行い、これを 受け、国は第3次補正予算に、新型コロナウイルス感染症セー フティネット強化交付金(生活困窮者支援・自殺対策等)を盛り 込むなど支援を行っていきますが、市としてもホームページや広 報誌での情報提供や相談窓口の案内等行ってまいります。

資料1について

「性的少数者の理解促進」を基本方針 1 の主な取組としているの は、江別市男女共同参画を推進するための条例第1条で、この 条例は、男女が性別にとらわれることなくひとりの人間としてそ の人権が尊重され、かつ、心豊かな活力ある社会を実現するこ

は間違いありません。

ただ、次の段に「性の多様性の理解促進に向けた啓発」が来るとなると何か飛躍的な感じがして、今検|いう視点において、性の多様性を認め合い、尊重し合うまちづく 討しているこの男女という異性における課題克服と同時に同性における課題もまな板に上げている状況 は、いささか整理がつけ難いと感じました。

残念ながら、この「男女共同参画」と「性の多様性」が並列的に論議するには、土俵がきちんとされてい ないのではと思います。「男女共同参画」から「性の多様性」へという段階的な流れがあるとしても、明らか に説明内容も論議も不足しています。

ただ私個人としては、「性の多様性」については究極的な人権保障であり、「男女共同参画」だけに留ま るものではない、むしろ超えるものとして考えています。それゆえに、今回パートナーシップ制度の話が出 てきましたので、きちんと方向を整理する良い機会と捉えています。

- 2. 江別市男女共同参画基本計画【中間見直し版】の推進状況 基本方針 1 男女平等・共同参画社会の実現に向けた意識づくり啓発の推進
- P7 江別市の男女共同参画に関する事項についての認知度について感じたこと

1,500名中回答された718名は、市民として意識が高いと思いますが、そんな方々でも、江別市の基本計 画や条例の認知は7%程度であり、マスコミが取り上げる国レベルの情報についてはかなり認知度が高い と言えます。このことは、私自身の反省でもありますが、国家天下は論じても足下の自治体では議会が何 を決定し、行政はどのような執行計画を持っているといったことには関心が薄いという現れでしょうか。議 会便りはネットで見ても、実際の議会傍聴は行ったことがないというのがほとんどだと思います。

「社会の制度や慣行などに深く根付いている性別による固定的役割分担意識の解消を図る」取り組み は、市民の情報共有のあり方に大きく左右されるのでしょうが、テレビの画像から放出される LGBT やジェ ンダーという言葉ほどに市民が反応する方法を模索しなければ、市民の認知度は上がっていかないでしょ う。多分、男女共同参画に関わる様々なイベントが実施されてきたのでしょうが、残念ながら参加は特定の 範囲に限られてしまっていたという状況に陥っていたのではないでしょうか。 認知から共感をうむ情報の共 有化がより一層求められているなと感じました。

余談ですが、「学校・企業・地域・行政」連携による「江別住みよい村」的なモデル事業で様々な交流をし 市民に情報発信できないでしょうか。学校はキャリア教育・職業体験・人権教育、地域は人権教育の学校参 観、企業は「男女共同参画」の実践と職業体験の受け入れ、江別市は参画企業への表彰と活動助成さらに 学校への企業紹介、もしかしたらこれらが輪になる構造はすでに出来上がっているのではないかと思いま すがいかがでしょうか。江別市内への刺激、江別市外からの刺激によって、「男女共同参画」の認知度や 共感度がより上がるのではないでしょうか。思い付きで申し訳ありません。

さて、「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」での高い認知度ですが、女性が働く環境に於いて 「本気度」が高まっていることの表れと好意的に捉えることができます。しかし、答えた方の職場が先進的 で女性の能力を適正に評価するところであるかどうか、あるいは率先して取り組みを行う方かどうかは、当 然これではわかりません。

まず先進的な職場とは一体どのようなところでしょうか。企業を突き動かすもの、純粋な企業的利益・企

とを目的としていることから、男女という枠だけではなく、人権と りが必要との考えから掲載しております。

いただいたご意見につきましては次回の計画作成時の参考 とさせていただきます。

男女共同参画に関する認知度につきましては、関係団体と連 携し、リーフレットの作成や講演会やセミナーを開催するなど意 識啓発を行っている所ですが、情報が広く行きわたらない部分 もあることから、今後、従来の周知方法に加え、SNS等を活用 しながら若い世代にも情報発信していきたいと考えております。

また、平等感に関しましては、基本計画の中で数値目標を設 定しておりますので、本計画期間中は項目を変えることはでき ませんが、具体的な設問内容につきましては次回以降の参考と させていただきます。

今後も、令和 5 年度までの目標値に向けて意識啓発を進め てまいりますが、ご指摘のように学校から社会へ出たときの平 等感が大きく変わることのないよう、企業等に対して意識啓発を 図っていく必要があると考えております。

パートナーシップ制度について

貴重なご意見ありがとうございます。

実際の性的マイノリティの方のお話は大変参考になります。

パートナーシップ制度導入につきましては、審議会の委員の 皆さんのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えておりま す。

業精神だけでは捉えきれないものがあるのかも知れません。例えば助成金とか補助金の仕組みといった内容は、私にとって認識不足ですが、企業の内実にもっと踏み込んだ調査であると、企業の本気度がわかります。やはりもっと知りたい部分です。そのことは「パートナーシップ制度」にも関わってくることですので。

P9 図3~5から感じたこと感じたこと

平等感のパーセンテージは「家庭」「地域社会」「職場」とも男性の方が「平等感」のパーセンテージが高いのが気になりました。漠然と「平等」という表現ですが、男女によって「平等」の意味が同一では無いのでは、それこそジェンダーを引きずっての歪みや同じ課題でも捉え方の軽重もあるのではないかと思ってしまします。これについては、P16 図 16 江別市の男性は「仕事」女性は「家事・育児」という考え方といった設問があります。つまり、このような具体のある設問内容が、平等感(観)を知る上で最も分かり易いのではと思いました。

P22 (3)数値目標の達成状況について感じたこと

目標値へ確実に近づいていることはたいへん喜ばしいことで、行政の皆さんの取り組みが着実にゆるやかに成果を上げていることの表れと思います。

ただ今学校現場では「性の多様性」から人権を考える教育が行われています。実社会での江別市では「男女共同参画」がゆるやかに取り組まれていますが、近未来を担う若者は、すでに一歩先を学んで社会へ飛び出そうとしています。彼らにとって学びが受け入れられない社会への失望感が無いよう、このギャップを解消していくことも大きな課題であると感じました。

パートナーシップ制度について 意見交流

我が国において「男女共同参画」は、主にジェンダーが引き起こす異性間の問題克服です。幸いなるかな人類の半分は女性で有り、法的保障を確保するための長い闘いの歴史を有しています。これに比べて性的マイノリティは、主にホモフォビックによる抑圧・弾圧の歴史がやたら長く、人権擁護の法的保障が全く措置されていないというのが現状です。私は、日本国憲法の下、誰もが生きる権利を有し、だれもが生き抜く権利も付随するものと考えます。特に為政者はこれを遵守しなければなりません。生き抜くのは個々人の精神の現われであり、何人といえどもこの精神が不当に扱われることを良しとしないことが、異性であるうと同性であろうと共存するための第一条件であることは間違いないと思っています。

よって江別市としては、「男女共同参画」を推進していることから、「パートナーシップ制度」もまた「人権の擁護」が共通項で有ると捉え、並行して取り組むべき課題と考えます。

浅い学習ですが、兵庫県「明石市パートナーシップ制度」素案を見て、一自治体が徹底して性的マイノリティの生きる権利を保障する構えには感動せざるを得ませんでした。

性的マイノリティにある方に関する制度について、北海道民に情報が広がったのは、2017 年 6 月 1 日札幌市は、二人の宣誓に基づき、宣誓書の写しと市長名の宣誓書の受領証を札幌市長が交付する制度を開始したこと、さらに最近では「同性どうしの結婚が認められないのは憲法違反だとして、道内の同性カップ

		ル3組が国に賠償を求める訴訟の弁論が10月28日札幌地裁で行われ、判決期日を2021年3月17日と	
		して結審した。」と報道されたことです。異性同士のカップルは、婚姻により社会で生きることに公的な保障	
		がされますが、同性同士のカップルには婚姻の制度は適用されません。また宣誓書の効力は万能では無	
		いとも聞いています。きちんとした解決が成されない限り、これからも各地で訴訟が起きるのではないかと	
		思いますし、このことを支援する輪も広がってきているのではないでしょうか。	
		昨年、道東へ旅行した先の酪農家の方から伺ったお話で、「子どもは出生時に女性だったが今の自分の	
		認識は男性であるとカミングアウトし、酪農を継いでいる。しかも髭まではやしている。」と聞かされました。	
		その方とは直接会えなかったのですが、彼は明日の農業を担って堂々と生き抜いているようです。何て強	
		い人でしょうか。	
		このように、私の身近にも活躍している性的マイノリティの方々がいます。実態がよく分かりませんがカ	
		ミングアウトしない、できない方々が江別市にもいるでしょうから彼らの存在や人権を無視することはでき	
		ません。干場議員が提起したように江別市としても論議する時期に来ているのではないかと思います。	
		「男女共同参画」推進もまだまだの状況ではありますが、「同性婚」訴訟の結果と「訴訟」のさらなる行方	
		・ ラヌ共同多画」推進しまたまたの状況ではありますが、「同性類」が品の相来と「訴訟」のとうなる行力 を追いながら、まずは札幌市から担当者に来ていただいて「パートナーシップ制度」についての学習する	
		機会を設けるのも必要かも知れません。	
7	堀委員	私自身知らない事もたくさん有り、まだまだ勉強が必要と思いました。	今後も忌憚のないご意見をお聞かせ願います。

※いただいたご意見等を原文のとおり掲載しています。